

地域資源情報バンク利用に係る確認事項（物件所有者）

No.	項目	確認
1	<p>登録を希望する建物は居住を目的としたものですか？ ※貸家および建売住宅の場合、登録することができません。</p>	
2	<p>申請者は、物件の所有権者であり、売買や賃貸を行うことができる方ですか？※上記の者でない場合、所有権者の委任状を必要とします。</p>	
3	<p>登録を希望する物件は適正に管理されていますか？ ※管理の状態によっては、登録ができない場合があります。</p>	
4	<p>登録を希望する物件は、ほかに媒介契約をしていますか？ ※すでに媒介契約済みの物件は登録することができません。</p>	
5	<p>物件の媒介は、県宅建協会に登録された業者が行うこととなります。 契約成立の際は、法で定められた媒介手数料が発生します。</p>	
6	<p>物件登録の前に、建物の調査を行います。建物内部の調査に関しては、立会を行います。</p>	
7	<p>物件が登録された場合、その詳細について町ホームページや窓口において公開されます。</p>	
8	<p>町は、交渉や契約で発生するトラブル等には一切関与しません。</p>	
9	<p>物件を登録後、2年間未契約の場合は自動的に登録抹消となります。 ※再度登録を希望する場合は、もう一度申請いただく必要があります。</p>	
10	<p>建物、土地は登記されていますか？ ※登記されていない場合、交渉などで時間がかかる場合がございます。</p>	